



マイナンバーの提供に御協力をお願いします

社会保障・税・災害対策分野の行政手続において、マイナンバー（個人番号）が利用されています。

父母負担軽減事業補助金等の審査に当たっては、地方税情報・生活保護情報の照会のため、マイナンバーを提供していただく必要がありますので、御協力をお願いします。

■ マイナンバーを利用する事務

提供いただきましたマイナンバー及び関係書類は、以下の事務に係る審査以外の目的では使用せず、必要な安全管理措置を講じて取り扱います。

- 父母負担軽減事業補助金・・・授業料・施設費等納付金・入学金に対する補助金です。
- 奨学のための給付金・・・授業料以外の教育費に対する補助金です。
- 高等学校等就学支援金・・・授業料に対する補助金です。
- 高校生等・新修学支援・・・就学支援金の対象外となる外国籍の生徒向けの授業料に対する補助金です。
- 学び直し支援金・・・高校等に再入学した方の授業料に対する補助金です。

■ マイナンバー提供の際の本人確認

マイナンバー提供の際は、「対面」で書類を提出する場合は本人確認書類の提出は不要ですが、「郵送」で書類を提出する場合は本人確認書類の提出が必要になります。

（詳細は裏面の「■ 提出書類」を御参照ください。）

■ 個人番号カード・通知カードについて

マイナンバー制度では、個人番号カードが取り扱われます。

なお、令和2年5月に廃止された通知カードについても、経過措置として取り扱いができることがあります。

個人番号カード

マイナンバーが記載されている裏面の写しを「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けて提出いただきます。



『個人番号カード（表面）』イメージ



『個人番号カード（裏面）』イメージ

通知カード

マイナンバーが記載されている表面の写しを「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けて提出いただきます。

※氏名・住所等に変更があった場合、変更手続を行っていないものは有効な書類として認められませんのでご注意ください。



『通知カード（表面）』イメージ

■ その他 注意事項

マイナンバーの利用に関する記録は、これに関わる各主体により記録・保存されます。また、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は、申請・届出に際してその旨を通学先の学校にお申出ください。なお、お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。



マイナンバーの提供に係る提出書類は、裏面を御参照ください。

■ 提出書類

① 個人番号カード（写）等貼付台紙

必要事項を記入の上、保護者等の個人番号カード（裏面）又は通知カード（表面）の写しを貼り付けるか、個人番号が記載された住民票を併せて提出してください。

- ・ 住所、氏名等に変更があった場合で、通知カードの変更手続きを行っていないもの及び個人番号通知書は有効な書類として認められません。
- ・ 住民票は、個人番号カード（写）等貼付台紙へは貼り付けないでください。
- ・ 住民票は世帯全員のものではなく、保護者等のみが記載されたものを提出してください。（世帯全員の住民票を取得した場合は、住民票を切り取ったりはせず、保護者等以外の個人番号を黒塗りしてください。）

② （郵送で書類を提出する場合のみ）保護者等全員分の本人確認書類

以下の書類等の写しを提出してください。

※ 対面で書類を提出する場合は、本人確認書類の提出は不要です。

※ 本人確認書類は、個人番号カード（写）等貼付台紙へは貼り付けないでください。

個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードの表面



個人番号カードをお持ちでない方

【以下のうち、いずれか1点】

- ☐ 運転免許証
- ☐ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
- ☐ 旅券（パスポート）
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 在留カード
- ☐ 特別永住者証明書
- ☐ 顔写真付き学生証・身分証明書・社員証・資格証明書など
（氏名＋住所又は氏名＋生年月日が確認できるもの）

【上記の提出が困難な場合、以下のうち、いずれか2点】

- ☐ 公的医療保険の資格確認書（※）
- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 国民年金手帳
- ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 学生証・身分証明書・社員証・資格証明書・公的書類など
（氏名＋住所又は氏名＋生年月日が確認できるもの）

※ 資格確認書の写しを提出する場合、被保険者等記号・番号等が判別できないよう黒塗りするなど処理をお願いいたします。

■ お問い合わせ先

- ・ 申請に関するお問い合わせ：通学先の学校
- ・ 制度に関するお問い合わせ：埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」
048-830-2725（平日：午前8:30～午後5:15）